

秋田市医師会立秋田看護学校学校関係者評価委員会に関する規程  
(設置)

第1条 本校の各種資料の検証、諸活動の観察等を通じて、学校長が行う自己点検及び自己評価（以下「自己評価」という。）の結果並びにそれに伴う改善方策について評価し、併せて意見、助言等を行うことにより、学校運営の組織的かつ継続的な改善を図るため、学校関係者を委員とする秋田市医師会立秋田看護学校学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の委嘱)

第2条 委員会の委員には、卒業生、保護者、医療・看護・保健・福祉業務従事者、地域住民、教育関係者その他の有識者から2名以上を委嘱するものとする。

2 学校長は、委員に選任しようとする者に対し委嘱状（様式第1号）を交付するものとする。

(委嘱期間)

第3条 委員の委嘱期間は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会設置後最初の委員の委嘱期間は、令和元年8月1日から令和3年3月31日までとする。

(活動内容)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 自己評価の結果に対する評価に関すること。
- (2) 施設設備並びに学校行事の視察及び確認に関すること。
- (3) 学校長及び教職員等との意見交換
- (4) 改善意見又は助言に関すること。
- (5) 書記の選任に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める活動

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、会務を掌る。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、毎年度1回以上、委員会を招集する。

3 委員会を開催したときは、会議録を作成するものとする。

(事務局)

第8条 学校に委員会事務局を置き、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 委員の選任手続に関すること。

(2) 各種資料の作成に関すること。

(3) 施設設備の案内に関すること。

(4) 委員会の開催準備に関すること。

(5) 学校関係者評価の公表に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会の活動を補助するため必要と認める事項

2 前項の事務局は、専任副学校長、教務主任、実習調整者及び事務長並びに委員長が指名する職員により構成する。

(現地確認への協力)

第9条 学校長は、委員会がその活動の一環として第4条第2号の施設設備の確認をしようとするときは、誠意をもって協力するものとする。

(評価シートの活用)

第10条 委員は、委員会において評価項目ごとの学校の取組の説明及び自己の意見を備忘的に記載するため、評価シート(様式第2号)を活用するものとする。

(意見、助言等の表明及び公表の方法)

第11条 委員会は、設置者及び学校長に対しその意見、助言等を表明するときは、学校関係者評価委員会評価結果報告書(様式第3号)によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 評価結果とその背景
- (2) 今後の取組
- (3) 課題の解決方策
- (4) 改善結果の報告
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要と認める事項

3 委員会は、前項の報告書を学校ホームページ等により公表しなければならない。

(改善報告)

第12条 学校長は、前条の意見、助言等を踏まえて改善計画を立案したとき又は現に改善を行ったときは、委員会にその結果を報告しなければならない。

(報償)

第13条 委員が委員会に出席したときは、1回につき10,000円の報償を支払うものとする。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月12日から施行する。

附 則

この規程は、学校長の決裁のあった日から施行し、令和2年6月1日に遡って適用する。

様式第1号（第2条関係）

委 嘱 状	
〔現職名〕	〔氏 名〕  様
<p>次のとおり、あなたを秋田市医師会立秋田看護学校学校評価委員会委員に委嘱する。</p> <p>1 委嘱期間                    年 月 日から                    年 月 日まで</p> <p>2 委員報償                    会議出席1回当たり10,000円</p> <p>年 月 日</p> <p>秋田市医師会立秋田看護学校</p> <p>学校長</p>	

様式第2号の1（第10条関係）

評 価 シ ー ト ①

重点目標	
学校の計画	
取組状況	
委員メモ	
意見欄	

様式第2号の2（第10条関係）

評 価 シ ー ト ②

評 価 項 目	大項目	
	小項目	
メ モ		
意 見		
評 価 項 目	大項目	
	小項目	
メ モ		
意 見		

様式第3号（第11条関係）

学校関係者評価委員会評価結果（年度分）報告書

学 評 委 第 号  
年 月 日

一般社団法人秋田市医師会  
会 長 様

秋田市医師会立秋田看護学校  
学校長 様

学校関係者評価委員会

委 員 (氏名自署)

委 員 (氏名自署)

年 月 日に実施した秋田市医師会立秋田看護学校 年度分自己点検及び自己評価に対する本委員会による学校関係者評価の結果について、学校関係者評価委員会に関する規程第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

なお、評価結果の報告については、自己評価項目全般にわたるのではなく、次表に掲げる学校が定めた重点目標に係る評価項目を中心に評価結果を報告することとしました。

評価項目（大）	重 点 目 標

〔注〕 「第〇 〇〇〇〇〇〇」に関する評価は、重点目標以外の項目

